

令和 7 年第 1 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年1月29日（水）午後3時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2件
報第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
報第3号	農地法第2条第3項に定める農地所有適格法人の要件について	1件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 劳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二三	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	欠席
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	

議長 ただいまより、令和7年第1回農業委員会総会を開会する。本日は、10番 梶田達行委員から欠席の連絡がありましたので15名中14名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、13番 山内晃三 委員、14番 長江 弓子 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 1 号について事務局より説明願う。なお、本議案の事案 3 と報第 3 号の「農地法第 2 条第 3 項に定める農地所有適格法人の要件について」とは関連しているので併せて説明を願う。

※適格説明書の内容について説明実施。

議長 議第1号の事案1について、地元委員から意見があれば発言願う。

1 番 面積は小さな土地。周りには荒地が多い。譲渡人の■■さんは、■■町で田んぼを耕作していた■■という人の娘。その当時から荒地が多かった。農地を相続したものの■■さんは■■■の方でどうしようもできないということで、不動産を通して私に農地を貰ってくれと言う話もあった。私としてもこの土地をもらっても耕作はできないという事で断ったが、田んぼとしては無理であるが、■■■さんが農地として再生させたいという事である。

議長 荒地であり、何かの関係で■■さんが押し付けられた様な感じになっているかもしれないが、果樹を植えるなど農地として活用して欲しい。他に発言はないか。

## 委 員 (発言なし)

議長 他に発言がないので、議第1号の事案1について採決を行う。議第1号の事案1を許可することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第1号の事案1は許可することに決定する。

議長 次に議第1号の事案2について、地元委員から意見があれば発言願う。

1 番 この農地は■■■■さんがしっかりと管理を行っていた。娘はいたが嫁いでいる。自身が農業を続けるということは無理ということで、■■■■さんに無償で譲ることになった。

議長 ここは有刺鉄線が張ってあるのか。

事務局 イノシシ除けの有刺鉄線がある。

5 番 田植えは今まで■■■■さんが引き受けていたので、このまま譲渡する事になった。

議長 他に発言はないか。

## 委 員 (発言なし)

議長 他に発言がないので、議第1号の事案2について採決を行う。議第1号の事案2を許可することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員举手)

議長 全員挙手により、議第1号の事案2は許可することに決定する。

議長 次に議第1号の事案3について、地元委員から意見があれば発言願う。

15番 事務局から、農地所有適格法人の説明があったが、■■さんの議決権の数というのは9人という意味なのか。

事務局 そうではなく、■■■■■■■■■の代表である■■さんが議決権を9票持っているという意味。

15番 ■■さんは良いとして、■■さん、■■さんはどこで農業をおこなっているのか。

事務局 7の業務執行役員の状況(農地所有適格法人要件の適格説明書)をみて  
いただくと、農作業の年間従事日数の欄があるが、■■さん、■■さんはたまに  
■■にきて農作業をおこなっているという事になる。

また、会議や商品開発などが農業への従事日数に数えられ、この日数となってい  
る。

15番 事案3の所有権移転については、小さい土地であるが、■■さんは、農地の管理については、ずさんな所がみられるため、少し心配するところである。

実際の作業も■■さんの父親が行う事もあり、管理する農地が広すぎるとも言える。

11番 農地の拡大も良いが、自身の管理能力にあった農地を持つことも大切である。

8 番 再生協議会が資材提供した柵は14年間の維持管理をしなければならない。事務局の方から適切に管理するようアドバイスをしてもらった方が良いと思う。維持管理を怠ると、水路が使えなくなったり、他の農地への弊害も起こる。所有権移転の申請書にそういった事に気を付けるよう記入するところがあったと思う。

議長 多治見市の申請様式はどうか。

事務局 3条様式にはっきりとした記入項目があるわけではないものの、今回の申請では、「周辺地域との関係」及び「地域との役割分担の状況」などの項目に地域の取り決めを遵守するなどの記述がある。

15番 こういった話は前からあったのか、今回初めて申請されたものか。

事務局 ■■■■■■■■■として所有する農地は無く、今回初めての3条申請により、合わせて農地所有適格法人の書類も出てきたもの。

議長 農業委員会において、土地の管理がずさんな部分があると指摘があつた事から、私が農業委員会の会長として、周りに迷惑をかけることなく草刈りを実施するよう■■さんに話をし、加えて■■■では■■さんの要請に応じイノシシ用の檻を移動したものの、その■■■が草に覆われてしまつてるので、現状を改善するよう話をする。

15番 ■■■の地権者からも■■さんに対して苦情は出ているはず。それにより多少は改善されている。

議長では、話に行く前に水口委員に現場確認を一緒にお願ひする。

事務局 再生協議会が資材を提供している。3人以上のグループで規約を作成し、14年間、柵の資材を管理する体制を整えてもらい、市の再生協議会が購入し貸出をしているという事になる。

議長 東栄町の防護柵と同じであるということで間違いないか。

事務局 様々な地区で同様の方法で活用している。台帳を調べてみたところ、■■■■■さんへ提供した資材をその一員として設置している状況になっている。

議長 他に発言はないか。

## 委 員 (発言なし)

議長 他に発言がないので、議第1号の事案3について採決を行う。議第1号の事案3を許可することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員举手)

議長 全員挙手により、議第1号の事案3は許可することに決定する。

議長 次に議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程する。議第2号について事務局より説明願う。

議長 議第2号について、地元委員から意見があれば発言願う。

17番 ■■■■■■■と話をした。令和4年当時、農地パトロールの際に違反として発見し、当時の市の担当者に対応してもらっていた。

その後、令和5年12月に■■■■として議題に挙がり、今までかかったということになる。手続きも簡単に進まず、■■は不満な様子であった。私の先代の農業委員に書類を渡した経緯があったそうだが、それがうまく進んでいなかつたという事で、費用もかさんでしまったとの事であった。

現場と一緒にみて、今後の予定等を聞いた。

議長 ■■■■の転用という事で難しい面もあり、時間と費用が掛かってしまったという事になる。他に発言はないか。

8番 雨水については、浸透及び水路に放出するとなっているが、車の解体等によって油が流れるなどの心配はないか。

17番 それは問題ない。油などは工場に設備があり、そちらで処理される。

13番 造成工事は行わず現状のまま使用すると申請にはあるが、かさ上げはしなのか。

事務局 現状、既にかさ上げがなされている状態であり、このまま使うという事である。造成工事などが入ると都市計画法の範疇となる為、開発指導課においても監視する土地となる。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第2号について採決を行う。議第2号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第2号は許可することに決定する。

議長 次に報第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を

上程する。報第1号について事務局より説明願う。

事務局 報第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を受理した事を報告する。

議長 報第1号は専決事項のため、議決事項ではないが、委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第1号を終了する。

議長 次に報第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程する。報第2号について事務局より説明願う。

事務局 報第 25 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を受理したことを報告する。

申請番号 2、所有権移転、所在地は 2 筆、■■■■■■■、登記簿地目は田、現況は畠、面積 99 m<sup>2</sup>。■■■■■■■、登記簿地目は田、現況は畠、面積 26 m<sup>2</sup>。合計 125 m<sup>2</sup>。譲渡人は、■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、転用目的は宅地分譲。

申請番号 3、所有権移転、所在地は、■■■■■■■■■■■■、登記簿地目は  
畠、現況は宅地、面積 357 m<sup>2</sup>。譲渡人は、■■■■■■■■■■■■、■■■■■、  
譲受人は、■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、転用目的は駐車場及び資  
材置場。

議長 報第2号は専決事項のため、議決事項ではないが、委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第2号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

(発言なし)

議長 発言が無いのでこれで終了する。事務局から連絡事項を願う。

事務局 2月18日の令和6年度 農地利用最適化推進委員大会への出席者確認  
次回の総会開催日は、2月26日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催する。

総会後、農振除外の農業振興推進協議会を開催する。

以上

(閉会 午後 4時 50分)

事務局

事務局長 前田 剛  
書記 藤井 憲  
書記 岡田 聰

令和7年1月29日

議事録署名

13番

14番

議長